

交通の方法に関する教則の一部を改正する国家公安委員会告示 新旧対照条文

交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 自転車に乗る人の心得</p> <p>自転車の通行方法は、特別の場合のほかは自動車と同じです。自転車に乗るときは、特にこの章に書かれている事柄に注意しましょう。</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 安全な通行</p> <p>1 自転車の通るところ</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 自転車は、車道や自転車道を通るときは、その中央（中央線があるときは、その中央線）から左の部分を、その左端に沿って通行しなければなりません。<u>ただし、標識（付表3(1)32、32の2、33、33の2）や標示（付表3(2)14、14の2、15）によつて通行区分が示されているときは、それに従わなければなりません。しかし、道路工事などでやむを得ない場合は別です。</u></p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>第4章 自動車を運転する前の心得</p> <p>第1節～第5節（略）</p> <p>注4（略）</p> <p>注5 ミニカー……総排気量については50cc以下、定格出力については0.</p>	<p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 自転車に乗る人の心得</p> <p>自転車の通行方法は、特別の場合のほかは自動車と同じです。自転車に乗るときは、特にこの章に書かれている事柄に注意しましょう。</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 安全な通行</p> <p>1 自転車の通るところ</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 自転車は、車道や自転車道を通るときは、その中央（中央線があるときは、その中央線）から左の部分を<u>通らなければなりません。また、道路工事などの場合を除き、その左端に沿って通行しなければなりません。</u></p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>第4章 自動車を運転する前の心得</p> <p>第1節～第5節（略）</p> <p>注4（略）</p> <p>注5 ミニカー……総排気量50cc以下又は定格出力0.60キロワット以下の</p>

60キロワット以下の原動機を有する普通自動車をいいます。

注6 (略)

## 第5章 自動車の運転の方法

### 第1節 (略)

### 第2節 自動車の通行するところ

1 (略)

2 道路の左寄りに走ること

(1) (略)

(2) 同一の方向に二つの車両通行帯があるときは、左側の車両通行帯を通行しなければなりません。また、三つ以上の車両通行帯があるときは、最も右側の車両通行帯は追越しのために空けておき、それ以外の車両通行帯を通行することができます。この場合には、速度の遅い車が左側、速度が速くなるにつれて順次右側寄りの車両通行帯を通行しましょう。しかし、標識(付表3(1)32、32の2、32の3、33、33の2、34の2)や標示(付表3(2)14、14の2、14の3、15、16の2)によつて通行区分が示されているときは、それに従わなければなりません。

3～5 (略)

6 路線バスなどの優先

(1) (略)

(2) 標識(付表3(1)33)や標示(付表3(2)15)によつて路線バスなどの専用通行帯が指定されている道路では、小型特殊自動車、原動機付自転車、軽車両を除くほかの車は、その車両通行帯を通行してはいけません。ただし、標識(付表3(1)33、33の2)や標示(付表3(2)15)によつ

原動機を有する普通自動車をいいます。

注6 (略)

## 第5章 自動車の運転の方法

### 第1節 (略)

### 第2節 自動車の通行するところ

1 (略)

2 道路の左寄りに走ること

(1) (略)

(2) 同一の方向に二つの車両通行帯があるときは、左側の車両通行帯を通行しなければなりません。また、三つ以上の車両通行帯があるときは、最も右側の車両通行帯は追越しのために空けておき、それ以外の車両通行帯を通行することができます。この場合には、速度の遅い車が左側、速度が速くなるにつれて順次右側寄りの車両通行帯を通行しましょう。しかし、標識(付表3(1)32、32の2、32の3、33、34の2)や標示(付表3(2)14、14の2、14の3、15、16の2)によつて通行区分が示されているときは、それに従わなければなりません。

3～5 (略)

6 路線バスなどの優先

(1) (略)

(2) 標識(付表3(1)33)や標示(付表3(2)15)によつて路線バスなどの専用通行帯が指定されている道路では、小型特殊自動車、原動機付自転車、軽車両を除くほかの車は、その車両通行帯を通行してはいけません。ただし、普通自転車の専用通行帯が指定されている道路では、軽車両

て普通自転車の専用通行帯が指定されている道路では、軽車両を除くほかの車は、その車両通行帯を通行してはいけません。しかし、右左折をするため道路の右端、中央や左端に寄る場合などや工事などでやむを得ない場合は別です。

(3) (略)

7 (略)

第3節～第9節 (略)

第6章 (略)

第7章 高速道路での走行

高速道路とは、高速自動車国道と自動車専用道路をいいます。高速道路では、ミニカー、小型二輪車(注7)、原動機付自転車は通行できません。また、農耕用作業車のように構造上毎時50キロメートル以上の速度の出ない自動車やほかの車を<sup>けん</sup>牽引しているため毎時50キロメートル以上の速度で走ることのできない自動車も、高速自動車国道を通行することはできません。

第1節・第2節 (略)

注7 小型二輪車……総排気量については125cc以下、定格出力については1.00キロワット以下の原動機を有する普通自動二輪車

第8章～第11章 (略)

用語のまとめ

注1～注4 (略)

注5 ミニカー……総排気量については50cc以下、定格出力については0.60キロワット以下の原動機を有する普通自動車をいい

を除くほかの車は、その車両通行帯を通行してはいけません。しかし、右左折をするため道路の右端、中央や左端に寄る場合などや工事などでやむを得ない場合は別です。

(3) (略)

7 (略)

第3節～第9節 (略)

第6章 (略)

第7章 高速道路での走行

高速道路とは、高速自動車国道と自動車専用道路をいいます。高速道路では、ミニカー、総排気量125cc以下の普通自動二輪車、原動機付自転車は通行できません。また、農耕用作業車のように構造上毎時50キロメートル以上の速度の出ない自動車やほかの車を<sup>けん</sup>引しているため毎時50キロメートル以上の速度で走ることのできない自動車も、高速自動車国道を通行することはできません。

第1節・第2節 (略)

第8章～第11章 (略)

用語のまとめ

注1～注4 (略)

注5 ミニカー……総排気量50cc以下又は定格出力0.60キロワット以下の原動機を有する普通自動車をいいます。

ます。

注6 (略)

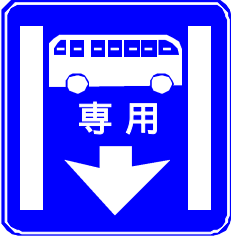

注7 小型二輪車……総排気量については125cc以下、定格出力については1.00キロワット以下の原動機を有する普通自動二輪車

付表1・2 (略)

付表3 標識・標示の種類と意味

(1) 標識

ア 規制標識

種	類	番号	表示する意味	色
(略)				
	専用通行帯	33	標示板に表示された車の専用の通行帯の指定	文字、記号と縁は白 地は青
				
				

注6 (略)

付表1・2 (略)

付表3 標識・標示の種類と意味

(1) 標識

ア 規制標識

種	類	番号	表示する意味	色
(略)				
	専用通行帯	33	標示板に表示された車の専用の通行帯の指定	文字、記号と縁は白 地は青
				

普通自転車専用通行帯



33の

2

普通自転車の専用の通

行帯の指定

同上

イ～オ (略)

(2) (略)

付表4 車両の種類と略称

略 称	車 両 の 種 類
(略)	
二 輪	二輪の自動車及び原動機付自転車
小 二 輪	小型二輪車(総排気量については125cc以下、定格出力については1.00キロワット以下の原動機を有する普通自動二輪車)及び原動機付自転車
(略)	

付表5 初心運転者標識など

(1) (略)

(2) 高齢運転者標識

イ～オ (略)

(2) (略)

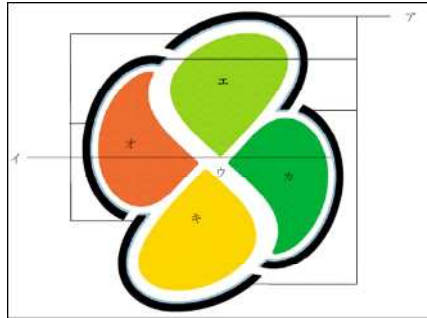
付表4 車両の種類と略称

略 称	車 両 の 種 類
(略)	
二 輪	二輪の自動車及び原動機付自転車
(略)	

付表5 初心運転者標識など

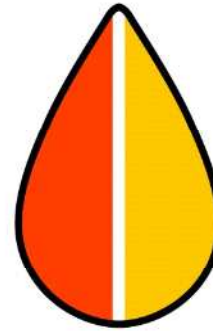
(1) (略)

(2) 高齢運転者標識



アの部分は黒、イの部分は水、ウの部分は白、エの部分は黄緑、オの部分は橙、カの部分<sup>とう</sup>は緑、キの部分は黄、エ、オ、カ及びキの部分は反射材

(3) ~ (9) (略)



縁及び縦の帯は白、縁線は黒、地の左の部分は橙、地<sup>とう</sup>の右の部分は黄、地の部分は反射材

(3) ~ (9) (略)